



# 栃木県公報

平成 25 年  
3月15日(金)  
第2462号

## 目 次

### 告 示

- 栃木県一般会計補正予算等..... 229
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 234
- 指定施業要件変更予定保安林..... 234
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定..... 235
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 235
- 土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧..... 236
- 道路の区域の変更..... 236
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定..... 236
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法..... 237

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出..... 238
- 同..... 238
- 土地改良区役員の退任..... 239
- 県営土地改良事業の異種目換地の指定..... 239
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示..... 239

### 調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 240
- 入札公告..... 241

## 告 示

### 栃木県告示第112号

平成24年度栃木県一般会計補正予算（第6号）等については、平成25年3月8日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

#### 1 平成24年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

今回の補正予算は、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に応じ、公共事業等の速やかな執行を図るとともに、安心こども基金等への積立てを行うこととした。

また、歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、今後の財政運営の安定に資するため、財政調整基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、103億7,270万円の増額となり、既定予算が7,918億7,781万円であったので、補正後の予算総額は、8,022億5,051万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)

1	県	税	202,500,000		202,500,000
2	地方消費税清算金		40,513,000	△978,000	39,535,000
3	地方譲与税		28,000,000		28,000,000
4	地方特例交付金		800,000	△14,863	785,137
5	地方交付税		137,232,705	△1,297,131	135,935,574
6	交通安全対策特別交付金		800,000		800,000
7	分担金及び負担金		4,442,910	271,470	4,714,380
8	使用料及び手数料		7,558,689		7,558,689
9	国庫支出金		84,480,813	23,010,035	107,490,848
10	財産収入		2,083,246	51,970	2,135,216
11	寄附金		35,314	68,654	103,968
12	繰入金		37,486,392	△15,552,128	21,934,264
13	繰越金		1,722,445	4,486,612	6,209,057
14	諸収入		138,155,296	△4,569,919	133,585,377
15	県債		106,067,000	4,896,000	110,963,000
	合	計	791,877,810	10,372,700	802,250,510

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,475,159	△82,018	1,393,141
2 総務費	35,844,867	4,474,760	40,319,627
3 民生費	87,619,055	△260,890	87,358,165
4 衛生費	57,126,451	△4,400,604	52,725,847
5 労働費	9,931,000	3,029,740	12,960,740
6 農林水産業費	33,610,778	5,555,413	39,166,191
7 商工費	113,880,235	107,909	113,988,144
8 土木費	73,034,529	15,486,142	88,520,671
9 警察費	43,073,668	△917,917	42,155,751
10 教育費	185,074,799	△3,739,937	181,334,862
11 災害復旧費	6,898,950	△2,847,054	4,051,896
12 公債費	98,088,119	△2,143,844	95,944,275
13 諸支出金	45,420,200	△3,889,000	41,531,200
14 予備費	800,000		800,000
合	791,877,810	10,372,700	802,250,510

## (3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区	分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
---	---	--------------	------------	--------------

1	職員費	200,668,002	△ 3,236,000	197,432,002
2	公共事業費	46,459,690	17,927,859	64,387,549
3	建設事業費	47,402,241	△ 1,422,836	45,979,405
4	公債償還費	98,088,119	△ 2,143,844	95,944,275
5	主要義務費	112,378,596	△ 6,716,257	105,662,339
6	税交付金等	45,420,200	△ 3,889,000	41,531,200
7	一般行政費	90,842,749	16,939,430	107,782,179
8	受託事務費	2,835,322	△ 599,346	2,235,976
9	県単補助金	11,005,691	△ 698,334	10,307,357
10	県単貸付金	121,612,125	△ 1,365,824	120,246,301
11	災害復旧費	6,909,349	△ 2,818,463	4,090,886
12	直轄事業負担金	8,255,726	△ 1,604,685	6,651,041
	合計	791,877,810	10,372,700	802,250,510

## (4) 主な事業の内容

- ・職員費 △ 3,236百万円
- ・退職手当 △ 2,839百万円
- ・公債償還費 △ 2,144百万円
- ・基金積立金 25,238百万円
- ・公共事業費 17,928百万円
- ・建設事業費 △ 1,423百万円
- ・災害復旧事業費 △ 2,818百万円 など

## 2 平成24年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、馬頭最終処分場建設に要する経費の補正に伴うものであり、補正予算の額は3億8,030万円の減額となり、既定予算が4億5,400万円であったので、補正後の予算総額は、7,370万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県債	408,000	△ 334,300	73,700
2 諸収入	46,000	△ 46,000	
合計	454,000	△ 380,300	73,700

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 最終処分場事業費	444,767	△ 380,300	64,467
2 公債費	9,233		9,233
合計	454,000	△ 380,300	73,700

## 3 平成24年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、国庫補助金納付金の確定等に伴うものであり、補正予算の額は1,782万円の減額となり、既定予算が7億6,788万円であったので、補正後の予算総額は、7億5,006万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 農業改良資金貸付勘定	382,591	△ 16,137	366,454
2 農業改良資金業務勘定	3,439	△ 983	2,456
3 就農支援資金貸付勘定	375,942		375,942
4 就農支援資金業務勘定	5,908	△ 700	5,208
合 計	767,880	△ 17,820	750,060

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 農業改良資金貸付勘定	382,591	△ 16,137	366,454
2 農業改良資金業務勘定	3,439	△ 983	2,456
3 就農支援資金貸付勘定	375,942		375,942
4 就農支援資金業務勘定	5,908	△ 700	5,208
合 計	767,880	△ 17,820	750,060

## 4 平成24年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

今回の補正予算は、流域下水道建設事業等の減に伴うものであり、補正予算の額は5億1,583万円の減額となり、既定予算が72億8,936万円であったので、補正後の予算総額は、67億7,353万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 分担金及び負担金	3,196,322	△72,578	3,123,744
2 使用料及び手数料	6		6
3 国庫支出金	978,700	△ 210,107	768,593
4 繰入金	1,440,856	△ 10,157	1,430,699
5 繰越金	498,122		498,122
6 諸収入	807,053	△ 154,188	652,865
7 県債	368,300	△ 68,800	299,500
8 財産収入	1		1
合 計	7,289,360	△ 515,830	6,773,530

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 流域下水道事業費	5,933,120	△ 510,651	5,422,469
2 公債費	1,356,240	△ 5,179	1,351,061
合 計	7,289,360	△ 515,830	6,773,530

## 5 平成24年度栃木県病院事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	13,876,000	△ 1,073,000	12,803,000	14,194,000	△ 491,000	13,703,000
資本的収支	1,787,000		1,787,000	2,353,000		2,353,000
計	15,663,000	△ 1,073,000	14,590,000	16,547,000	△ 491,000	16,056,000

## 6 平成24年度栃木県電気事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、国の緊急経済対策に伴う共有設備費分担額の増及び職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	1,930,000	120	1,930,120	1,893,710	△ 21,530	1,872,180
資本的収支	38,000		38,000	1,288,190	△ 35,890	1,252,300
計	1,968,000	120	1,968,120	3,181,900	△ 57,420	3,124,480

## 7 平成24年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	1,994,000	80	1,994,080	1,704,650	△ 26,590	1,678,060
資本的収支	1,000		1,000	537,710		537,710
計	1,995,000	80	1,995,080	2,242,360	△ 26,590	2,215,770

## 8 平成24年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、共通管理費負担金の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	591,000	460	591,460	544,920	△ 570	544,350
資本的収支	88,000		88,000	588,750		588,750
計	679,000	460	679,460	1,133,670	△ 570	1,133,100

## 9 平成24年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、分譲面積の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計

収益的収支	793,000	229,090	1,022,090	850,000	570,380	1,420,380
資本的収支	1,471,000	△ 217,980	1,253,020	2,264,890	△ 19,210	2,245,680
計	2,264,000	11,110	2,275,110	3,114,890	551,170	3,666,060

10 平成24年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、一般会計負担金の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	425,000	36,440	461,440	408,000	36,260	444,260
資本的収支				94,080		94,080
計	425,000	36,440	461,440	502,080	36,260	538,340

(財政課)

栃木県告示第113号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
福居興産株式会社	足利市福居町174	平成25年1月31日

(税務課)

栃木県告示第114号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
矢板市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
矢板市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置い

て縦覧に供する。)

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
塩谷郡塩谷町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第115号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0930400015	相談支援事業所さの	佐野市堀米町3905-4	社会福祉法人ブローニュの森	佐野市堀米町3905-4	平成25年3月1日
0930200035	足利むつみ会足利障害者相談支援センター	足利市利保町49-4	社会福祉法人足利むつみ会	足利市利保町49-4	平成25年3月1日
0930500020	障害者相談支援センターPLOW	鹿沼市武子1566	社会福祉法人希望の家	鹿沼市武子1566	平成25年3月1日
0931600019	下野市障害者相談支援センター	下野市石橋950-2	医療法人朝日会	小山市喜沢660	平成25年3月1日

栃木県告示第116号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		



0911000222	だいなりハビリ クリニック	大田原市紫塚 3-2633-10	医療法人大那	大田原市紫塚 3-2633-10	平成25年 3月31日	短期入所
0911000248	だいな若草居宅 介護サービス	大田原市若草 2-1004-1	医療法人大那	大田原市紫塚 3-2633-10	平成25年 3月31日	居宅介護

(障害福祉課)

栃木県告示第117号

次の土地改良区から申請のあった新規土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
尻内梓土地改良区	尻内梓地区土地改良 (維持管理)事業	平成25年3月18日から 同年4月15日まで	平成25年4月30日	下都賀農業 振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年3月15日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 寺岡館林線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
223	前	足利市寺岡町字天神塚1374-5から 足利市寺岡町字天神塚1334-4まで	15.3～22.4	42.2	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	足利市寺岡町字天神塚1374-5から 足利市寺岡町字天神塚1334-4まで	15.3～22.4	42.2	
	後B	足利市寺岡町字天神塚1374-5から 足利市寺岡町字天神塚1374-5まで	11.3～22.4	42.2	

栃木県告示第119号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。



平成25年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
一般国道	123号	芳賀郡芳賀町大字西水沼字野元西482-8から芳賀郡芳賀町大字与能字下与能219-1まで
県 道	矢板那須線	矢板市乙畑1977-20から矢板市石関1281-1まで
	宇都宮結城線	宇都宮市川田町764-1から宇都宮市東横田町63-1まで
		河内郡上三川町大字上三川3200-1から下野市三王山484-1まで
	大田原氏家線	大田原市佐久山字前坂2471から大田原市佐久山字若林1554-3まで
		さくら市上河戸1554-3からさくら市櫻野434-1まで
小山環状線	小山市犬塚2丁目7-7から小山市大字出井951-3まで	

2 指定する期日

平成25年4月1日

栃木県告示第120号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
一般国道	121号	芳賀郡益子町大字塙1048から芳賀郡益子町大字益子字栗崎2756-2まで
	123号	芳賀郡芳賀町大字西水沼字野元西482-8から芳賀郡芳賀町大字与能字下与能219-1まで
		芳賀郡茂木町大字坂井923-1から芳賀郡茂木町大字増井180-2まで
		芳賀郡茂木町大字茂木1315-2から芳賀郡茂木町大字神井486-1まで
294号	真岡市寺内787-3から芳賀郡益子町大字塙1048まで	
県 道	宇都宮那須烏山線	塩谷郡高根沢町大字石末1965-1から塩谷郡高根沢町大字花岡176-1まで
	宇都宮結城線	宇都宮市川田町764-1から宇都宮市東横田町63-1まで
		河内郡上三川町大字上三川3200-1から下野市三王山484-1まで
	小山環状線	小山市犬塚2丁目7-7から小山市大字出井951-3まで

2 指定する期日

平成25年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車

線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成25年7月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
壬生おもちゃ団地ショッピングセンター  
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美217-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンリテール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオン株式会社 外2者	イオンリテール株式会社	平成20年4月7日

- 4 届出年月日  
平成25年3月4日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成25年7月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
壬生おもちゃ団地ショッピングセンター  
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美217-5 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンリテール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後5時まで	午前6時から午後10時まで	平成25年3月7日

- 届出年月日  
平成25年3月6日
- 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

## ○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
藤 岡 土 地 改 良 区	理 事	荒木 克郎		栃木市藤岡町石川429	25.1.26	

## ○県営土地改良事業の異種目換地の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営明神地区土地改良（区画整理）事業において、次の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富 一

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	摘 要
日光市	明 神	田 中	1427-1	田	田	555㎡	
〃	〃	見行内	1787	畑	田	723㎡	
〃	〃	〃	1790	畑	田	1,375㎡のうち1,264㎡	

(農地整備課)

## ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、平成25年度においては、競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）のとおりである。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富一  
(会計局会計課)

## 調達等公告

### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月15日

栃木県総合教育センター所長 金井 正

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 栃木県総合教育センター研修・生涯学習用パソコンシステム 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成25年7月1日から平成30年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県総合教育センター

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリースの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年5月22日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 1の(1)と同様の物品の納入又は賃貸借の実績を有する者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。（詳細は、入札説明書による。）

#### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070番地  
栃木県総合教育センター 電話 028-665-7200
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成25年3月18日から同年4月19日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
平成25年5月22日（水） 午前10時 401研修室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、栃木県総合教育センターで交付する入札説明書に基づき作成した書類を平成25年4月25日（木）午後5時までに提出し、参加資格の確認を得なければ

ばならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 審査 栃木県総合教育センター所長が、入札に参加を希望する者が提出した書類を審査し、栃木県総合教育センターで交付する仕様書に示す事項を満たしていると判断した者のみを入札参加の対象とする。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他  
ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。  
イ その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
A complete set of a personal computer system for training and lifelong learning used at the Tochigi Prefectural Comprehensive Education Center 1 set
- (2) Time and Date of Bidding:  
10:00a.m., May 22, 2013
- (3) Information is available at :  
Tochigi Prefectural Comprehensive Education Center  
1070 Kawarayacho, Utsunomiya, Tochigi 320-0002  
TEL. 028-665-7200

(教育委員会事務局総務課)

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月15日

栃木県知事 福田 富一

## I

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平成25年度公共用水域水質常時監視業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県内

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 環境省で実施した「環境測定分析統一精度管理調査」に、平成22年度から平成24年度までの期間内で2回以上参加している者であること。
- (5) 計量法第107条第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けている者であり、同法第122条に基づく同法施行規則第50条第1項第1号による環境計量士（濃度関係）の登録を受けている者が2名以上担当する体制をとれる者であること。



- (6) 分析業務を5名以上で担当する体制をとれる者であること。
- (7) 試料採取当日に分析に着手できる体制をとれる者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県環境森林部環境保全課水環境担当 電話 028-623-3189

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月26日(火) 午後2時 栃木県庁本館10階会議室4

- (3) その他

入札説明書は、平成25年3月15日から同月25日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

### 4 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

## II

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平成25年度渡良瀬川上流水域水質監視業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 沢入発電所渡良瀬川取水堰 他

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 環境省で実施した「環境測定分析統一精度管理調査」に、平成22年度から平成24年度までの期間内で2回以上参加している者であること。
- (5) 計量法第107条第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けている者であり、同法第122条に基づく同法施行規則第50条第1項第1号による環境計量士(濃度関係)の登録を受けている者が2名以上担当する体制をとれる者であること。
- (6) 分析業務を5名以上で担当する体制をとれる者であること。
- (7) 試料採取当日に、分析に着手できる体制をとれる者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県環境森林部環境保全課水環境担当 電話 028-623-3189

- (2) 入札及び開札の日時及び場所



平成25年3月26日（火） 午後2時30分 栃木県庁本館10階会議室4

- (3) その他 入札説明書は、平成25年3月15日から同月25日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 入札の変更 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(環境保全課)